本県は、豊かな自然と多様な生態系に恵まれており、美しい景観を有しているが、都市部を中心に身近な自然や生物の生息空間が減少する一方、農山村では森林の適正な管理が困難化しており、森林、農地が持つ水源かん養機能や大気浄化機能などの環境保全能力の確保と回復が課題である。このため、人と自然の健全なふれあいが確保できるよう、貴重な自然と身近な自然の保全、これらを通じた生物多様性の保全を図るとともに、自然環境を基盤とした食糧 木材等の持続的な生産活動を通じて環境の恵沢を確保する

第1節 森林、農地、水辺等の持つ環境保全機能の確保

- 1 森林の環境保全機能の確保
- (1) 水源かん養保安林等の森林整備

緑化奨励事業(再掲)

森林文化推進事業

森林のめぐみについて広く一般にPRするとともに、森の産物を利用した技術・知識の伝承者として活躍する「森の達人」の養成(7回、延87名参加)や 小学生の親子を中心として森林の体験学習(2回 延95名参加)を行った

保安林整備事業

保安林整備計画に基づき、保安林の適正な配置を図りつつ その機能保持と質的向上を図るため適正な管理を行った。

とっとりの森県土保全緊急間伐実施事業

森林所有者に対して間伐の必要性をPRし啓発を図った。また、森林が有している水源かん養や山地災害防止という県土保全機能を確保する観点から、国庫補助対象事業外森林のうち 下流域への影響が危惧される森林について 緊急に間伐 枝打ちを実施した。

(2) 多様な森林の保全

造林事業

人工林の適正な整備に加え、複層林の造成、天然林施業等の多様な森林造成を 計画的、効果的に推進するため 造林事業を実施し 森林資源の整備を図った

治山事業

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、水資源のかん養、生活環境の保全、形成を図った 事業実施箇所 15地区66か所

森林保全管理事業

森林の保全の推進に資するため 森林保全推進員 森林保全巡視指導員及び山地防災ヘルパーを配し 保安林の管理、林野火災の防止及び山地災害の情報収集、 提供等を図った

- 2 農地の環境保全機能の確保
- (1)農地の保全及び農業用水路、ため池の整備

棚田地域緊急総合整備事業

棚田地域において、集落の創意工夫により営農を継続しながら、村づくりに取り組もうとする集落を対象に 緊急にきめ細かく対応した整備を総合的に行い集落の活性化を図った。

中山間地域総合整備事業

自然的、経済的、社会的に恵まれない中山間地域において、それぞれの地域の 実情に沿った農業の展開方法を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤を総合的 に整備し、活性化を図るとともに 地域における定住化の促進、国土、環境の保 全を図った。

ふるさと農地保全組織育成支援事業

中山間地域の農地保全体制の確立を図るため、市町村が主体となった公的な農地保全組織の運営基盤を強化するための支援を行った。

中山間ふるさと農村活性化事業

中山間地域の土地改良施設の有する国土・環境保全等の公益的な機能の良好な 発揮とこれらの施設と一体的に保全する必要がある農地に対する集落共同活動を 通じて地域全体の整備保全を推進した

(2) 環境にやさしい農業の推進

農薬適正使用推進対策事業

農薬の販売業者の立入検査により 適正な農薬の保管管理と流通秩序の維持を図った。

とっとり農業クリーンプラン21実践モデル事業

環境にやさしい農業推進のため、技術研修活動、交流 販売促進活動 実践ほ 場设置 (病害虫発生予察、新資材活用等)を行った

3 都市地域の自然環境の確保

布勢総合運動公園整備事業

展望台、駐車場、修景施改(植栽)の整備を行った

東郷湖羽合臨海公園整備事業

長和田地区(湖畔部の自然環境ふれあいエリア)の用地買収、敷地造成を行った

- 4 水辺 (河川 渓流、砂浜、沿岸域等) の環境の保全
- (1) 多自然型川づくり、ふるさとの川づくり

多自然型川づくり

河川に生息する生物の生息環境を守るため、魚巣ブロック、寄石、ホタル護岸などを整備するとともに、落差工に魚道を设置するなどの整備をした

実施箇所 砂見川(鳥取市) 天井川(淀江町)等

ふるさとの川づくり

旧袋川において護岸工、由良川において県道橋及び護岸工をまちづくりと一体となった良好な水辺空間の整備の考え方で施工した。

団体営水環境整備事業

農業水利施設の保全・管理又は整備と一体的に、施設の有する水辺空間を活用 した快適な生活環境の整備を団体営事業として実施するものに対し助成した

事業実施地区: 3地区

県営ため池等整備事業

農用地及び農業用施設等の災害を未然に防止するため ため池、頭首工、水路等の整備補強を行った。

事業実施地区:10地区

(2) 海岸侵食の防止

海岸保全事業(局部改良)

海浜部に護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ等を施工し 波浪等による海岸の侵食を防止した。

平成10年度事業箇所 西坪海岸

海岸侵食対策事業

海岸の侵食を防止するとともに 良好な砂浜、沿岸域の環境に配慮して整備を行った。

平成10年度事業箇所:福部海岸

国土保全と調和のとれた親水性のある海岸空間を創出するため 赤碕港で離岸堤の整備を促進した。

漁港海岸の侵食を防止し、背後地に居住する住民の生命・財産の保護を図った 平成10年度事業箇所、泊漁港、羽合漁港、平田漁港(大山町)

(3)沿岸域の保全

海岸環境整備事業

国土保全と調和のとれた親水性のある海岸空間を創出するため 鳥取港で離岸堤の整備を促進した。

漁港環境の整備を図るため、植栽、休憩所、運動施设等の整備等を行った 平成10年度事業箇所:網代漁港

海岸の浸食を防止するとともに、良好な砂浜、沿岸域の環境とそこに生息する野生生物の保全に努め、憩いの場としてふさわしい海浜として整備した 平成10年度事業箇所 北条海岸、大栄海岸

第2節 多様な自然環境の保全と生物多様性の確保

- 1「貴重な自然」と「身近な自然」の保全
- (1) 貴重な自然の保全

ア 国立公園、国定公園、県立自然公園等の保全 整備

鳥取県の自然公園の現況は、次のとおりである。

表2-9 鳥取県の自然公園 (海域を含まない)

区	公園名	指 定	全面積	県内		特別地域					関係	系市町村
分		年月日		面積	特别传,变地/×	第1種	第2種	第3種	特别虬域山	地域		
		昭和	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	大山、	構口、
囯	大山隠岐	11 2.1									江府、	岸本、
	囯立公園	38 4 10	31,927	13 531	1,242	3, 439	2 542	2,677	9,900	3,631	関全、	東伯、
		拡大									赤碕、	名和、
立											中山	
	山陰海岸	38.7 15	8 784	1 517	151	20	1 254	55	1,480	37	鸟取、	福部、
	囯立公園										岩美	
	小 計		40,711	15,048	1 393	3 459	3, 796	2,732	11,380	3, 668		
	比婆道後帝釈	38.7 24	7,808	1,437		22	834	581	1,-437		日南	
囯	囯定公園											
											岩美、	囯府、
	氷ノ山後山那	44.4 10									八東、	郡家、
定	岐山囯定公園	58 2.9	48,803	8,579	201	806	1,216	6 356	8,579		若桜、	智頭、
		拡大									用頼、	佐冶、
											三朝	
	小計		56 611	10 016	201	828	2 050	6, 937	10,016			

表2-9のつづき

区	公園名	指 定	全面積	県内		特別地域					関係市町村
分		年月日		面積	特別保護地区	第1種	第2種	第3種	持別地域計	地域	
	奥日野県立	39.6.1									
	自然公園	Н6.12.1	4,823	4,823			82	789	871	3,952	日野、日南
		拡大									
県		29.4.1								ı	
	三朝東郷湖	39.6.1		:							
	県立自然公園	拡大	15,067	15,067		138	329	194	661	14,406	倉吉、三朝、
		Н6.12.1									東郷、羽合
立		一部削除									
	西因幡県立	59 5.8									
	自然公園	62.4.28	2, 155	2, 155			68	40	108	2,047	気高、青谷、
		拡大									鹿野
	小 計		22, 045	22, 045		138	479	1,023	1,640	20, 405	
	ьt		119, 367	47, 109	1,594	4,425	6,325	10,692	23,036	24,073	公園面積=県土
					_						面積の13.5%

鳥取砂丘景観保全事業

新たに策定した「鳥取砂丘景観保全事業計画」(平成10~12年度) に基づき除草作業等の景観保全対策に係る調査研究を実施した。平成10年度は環境庁・県・鳥取市・福部村で構成する「鳥取砂丘景観保全協議会」が主体となって除草、除間伐を26.6ha実施するとともに 風向 風速調査、ボーリング調査等による地形地質調査等を実施した。

鳥取県名木100選選定事業

「とっとりの名木100選」として選定された樹木について 樹木医等専門家による樹勢診断等を行って衰退木の保全を図った

イ 自然環境保全地域の指定

本県の良好な自然環境を保全するため、鳥取県自然環境保全条例に基づき 現在までに12の地域を県自然環境保全地域として指定した

平成10年度新規指定箇所 鹿野河内

(2) 身近な自然の保全

公共事業における生物生息空間整備検討事業

公共事業における生物生息空間の整備のモデル事業を行うにあたり、生物生息 空間整備検討委員会を設置し、4回の委員会を開催し、以下の検討を行った

- ①モデル事業を実施する上での調査項目等の整理・検討
- ②モデル事業の事業規模、事業適地及び事業手法の検討

- 2 生物多様性の確保と野生動植物の保護管理
- (1) 野生生物の保護、野生生物生息実態調査の実施

回遊ネットワーク形成事業

県道鳥取国府岩美線の十王峠(岩美町)において 小動物が落ちても安全なスロープ付きの溝の整備を進めた

自然環境保全基礎調查事業

本県の自然環境に係る基礎的な情報を収集することを目的として、「自然環境保全法」に基づく「自然環境保全基礎調査」を環境庁の委託により昭和48年度から実施している。平成10年度は生物多様性調査(種の多様性調査) 特定植物群落調査、河川調査及び海棲動物(ウミガメ)調査を行った

野生生物生息実態調査事業

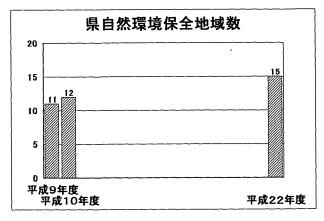
県下において減少・希少化しつつある野生生物の特定とその分布状況等を把握するため、野生生物の生息実態調査(植物)に着手した

(2) 鳥獣保護区の設定、保護・管理の推進

鳥獣保護員39名の配置、鳥獣保護区の鳥獣の生息調査、狩猟免許試験、国設鳥 獣保護区の管理、愛鳥週間コンクール、愛鳥モデル校の育成等を実施した。

[重点プロジェクト3 「多様な自然と人間との共生」指標からみた進捗状況]

県の自然環境保全地域の指定については 貴重な自然の保全を図る観点から 今後も着実に進めていく必要がある。



※県自然環境保全地域・原生的な森林など優れた自然環境を維持形成している区域について、県が「自然環境保全条例」に基づき指定する地域

第3章 快適な環境の保全と創造

都市部においては水辺環境や緑、ゆとりと快適性が失われ、農山村部でも豊かな自然の荒廃やふれあいの減少が起きているため、自然と人間との共生を基本に、より暮らしに身近な生活環境を中心に、自然と調和した生活空間と美しい景観及びこれらと一体の歴史的・文化的環境を保全しつつ地域の特性にあった快適な環境を創造する必要がある 地域における人と自然の豊かなふれあいや都市と農村の交流を図る。

第1節 自然環境と調和した生活空間の創造

- 1 親しみやすい水環境の保全と創造
- (1) 親水空間の整備

多自然型川づくり(再掲)

|ふるさとの川づくり(再掲)|

団体営水環境整備事業(再掲)

県営ため池等整備事業 (再掲)

海岸保全事業 (局部改良) (再掲)

海岸侵食対策事業 (再掲)

海岸環境整備事業 (再掲)

(2) 名水、快適海水浴場の整備等の推進

生活排水対策推進事業

鳥取県水環境保全市町村連絡協議会主催の「第12回名水保全の集い」(平成10年9月3日国府町中央公民館で開催)に協賛した

海水浴場整備促進指導事業

- 2 豊かで多様な緑の保全と創造
- (1) 全県公園化の推進

全県公園化推進事業費

全県公園化推進員を设置し、研修、地域交流会、活動助成を通じて推進員の 活動を支援した。

市町村の公園化を推進する施設 設備の整備に対して助成した (8市町)

布勢総合運動公園整備事業(再掲)

東郷湖羽合臨海公園整備事業(再掲)

フラワーパーク整備推進事業

とっとり出合いの森整備推進事業

(第3章第2節の1(1)を参照)

(2) 地域の緑化の推進

緑化奨励事業(再掲)

境港港湾環境整備事業(緑地)

竹内地区で夢みなとタワーと一体的な公園として利用される緑地整備の促進を 図った。

鳥取港港湾環境整備事業(緑地)

快適で潤いのある緑地空間の創造と 災害時の避難場所の確保のため 緑地整備を促進した

(3) 自然・緑のネットワーク化の推進

快適森林空間整備事業

「とっとり夢発見ルート」や「景観形成地域」にあたる国道、県道等の沿線の森林を整備し、快適で優れた森林空間を創出することにより景観整備の促進を図った 平成10年度事業実施箇所 6地区

- 3 良好な景観の保全と創造
- (1) 景観形成の総合的推進

景観形成の促進

- ア 公共事業の景観形成
 - (1) 各ブロック 5 箇所に設置した公共事業景観形成検討会の開催
 - (2) 景観シミュレーション研修の実施
 - (3) 公共事業の3次元景観シミュレーションデータの作成
- イ 景観アドバイザーを改置し 景観形成の推進について専門的視点からの助 言を受けた。
- ウ 景観大賞を募集し 123件の応募があり 県立農業大学校が大賞を受賞した。
- エ 大山景観形成地域及び沿道海浜景観形成地域の景観阻害物件の撤去 修景等を推進した。
- 才 審査 指導

鳥取県景観形成条例に基づく特定行為及び大規模行為の届出に対する審査 指導を行った。

力 景観形成巡視員

景観形成巡視員を設置し、特定行為及び大規模行為の確認や無届行為発見 のための巡視活動を行った。

表2-10 大規模行為の届け出指導状況

区	分	建设物の新 増	工作物の新 増	物品の収	鉱物の採	土地の区	
		改築、移転及び	改築、移転及び	蔵又は貯	掘又は土	画形質の	合計
		外観の変更	外観の変更	蔵	石の採取	変更	
平成8年度	届出件数	85	29	3	14	16	147
	うち指導件数	11	4	0	0	0	15
平成9年度	届出件数	72	27	2	20	3	124
	うち指導件数	12	9	0	1	1	23
平成10年度	届出件数	70	26	2	14	5	117
	うち指導件数	3	5	0	0	1	9

表2-11 特定行為の届出指導状況

区	分	建设物の新・増	工作物の新・増	木竹の伐	物品の収	鉱物の採	土地の区画	
		改築、移転及び	改築、移転及び	採	蔵又は貯	掘又は土	形質の変更	合計
		外観の変更	外観の変更	_	蔵	石の採取		
平成8年度	届出件数	47	0	15	0	7	3	72
	うち指導件数	0	0	1	0	1	1	3
平成9年度	届出件数	62	0	17	0	3	4	86
	うち指導件数	2	0	0	0	0	0	2
平成10年度	届出件数	30	1	8	1	3	1	44
	うち指導件数	0	0	0	1	0	0	1

(2) 良好な都市・自然・農山村景観の保全と創造

布勢総合運動公園整備事業(再掲)

東郷湖羽合臨海公園整備事業(再掲)

屋外広告物対策事業

良好な都市景観の形成 自然景観の保全を図るため 屋外広告物の一斉調査を行った。

沿道修景事業

国道180号(米子市 米子コンベンションセンター周辺)の環境を整備した

電線共同溝整備事業

国道180号、県道皆生西原線(米子市) 県道倉吉青谷線(倉吉市)等で電線 類の地中化を行った。

大規模自転車道整備事業

環境にやさしい自転車の利用を促進するため 県道赤碕東郷自転車道線の整備 を進めた

(3)環境美化運動の推進

環境美化対策推進事業(再掲)

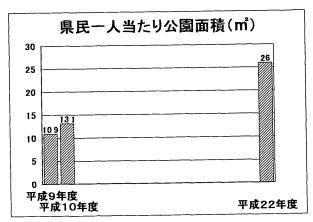
(4) 歴史的・文化的環境の保存と整備

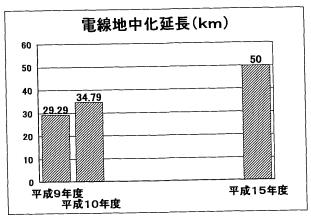
無形民俗文化財保存伝承支援事業

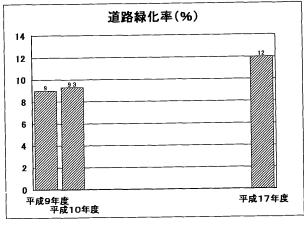
県指定無形民俗文化財について、その保存伝承を支援するため 用具、衣装等の新調 修理費に対する助成を行った

〔重点プロジェクト4 「快適な市街地づくり」指標からみた進捗状況〕

県民一人当たり公園面積、電線地中化延長、道路緑化率という快適空間の創出 のために必要な基盤整備は着実に進んでいる。







※県民一人当たり公園面積・都市公園、 県立公園、市町村立公園、 自外公園利用施设、農村公園等の面積

第2節 人と自然とのふれあいの確保

- 1 人と自然とのふれあいの推進
- (1) 自然公園、自然観察園、野営場、オートキャンプ場等の整備

鳥取砂丘こどもの国整備事業

県内の家族連れや小学生等が、自然とのふれあいや遊びを通じて憩い楽しめる場を提供するため、鳥取砂丘こどもの国の整備工事に着手した

(整備期間平成10~11年度)

フラワーパーク整備推進事業

鳥取県立とっとり花回廊を整備した

とっとり出合いの森整備推進事業

人々が気楽に森林とふれあい 幅広く利用できる森林公園「とっとり出合いの森」を整備した。

ふれあい牧場整備事業

大山放牧場のふれあい牧場整備の一環として 畜産資料展示施設の展示設計と体験交流施設の整備を行った。

氷ノ山自然ふれあいの里整備事業

氷ノ山後山那岐山国定公園に自然保護学習及び自然志向型の野外レクリエーションの拠点として、自然ふれあい館 キャンプ場等の整備を行った

自然公園等利用施設整備事業

自然公園利用者の安全と利便の向上を図るため 野営場 自然歩道等の整備を 行った。

遊歩道の整備

とっとり出合いの森散策路等の整備を行った

(2) ふれあいの機会の充実

自然保護思想普及啓発事業(自然観察会等)

大山及び山陰海岸等の地形 地質 動植物等について 現地で観察会を35回実施し、延597人が参加した。

表2-12	平成10年度目然観察会実施状況

区分	大山自然	然観察会	山陰海岸目	自然観察会	大山登山観察会	
実施時期	実施日数	参加人員	実施日数	参加人員	実施日数	参加人員
春期 (5月)	5 日	26人	В	人	日	人
夏期 (7~8月)	2 2	3 0 8	5	1 5 5	1	2 4
秋期(10月)	2	8 4				
計	2 9	4 1 8	5	1 5 5	1	2 4

県民参加の森林づくり推進事業

森林ボランティア団体森っ子倶楽部の会員を対象として 直接的な森林づくり の実践活動(下刈り、間伐、枝打ち等)を行った

- 2 都市と農山漁村の交流の推進
- (1) 都市 農山漁村の交流、市民農園等の整備

大山周辺地域観光魅力向上事業

「大山山麓リゾート観光推進協議会」が取り組む観光ボランティアガイドの募集、情報発信事業などに要する経費の一部を負担した

山村振興農林漁業対策事業

農山村の持つ多面的機能を維持発展させるため、地域の創意工夫を活かしつつ 総合的視点に立った地域の活性化と定住を促進した。

農山村と都市住民とのふれ合い施設整備 1カ所

中山間地域総合整備事業(再掲)

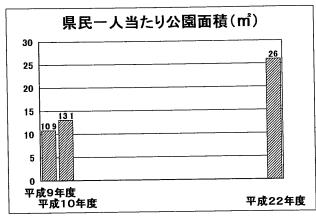
3 温泉の保護と活用

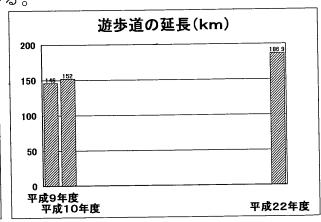
(1) 温泉の保護及び多様な温泉の活用

県内の源泉の温泉湧出能力等の状況調査を引き続き行うとともに 不法行為の 防止に努めたほか、自然環境保全審議会 (温泉部会)の審議を経て 掘削及び動 力装置の設置に係る温泉法に基づく許可を 6 件行った

[重点プロジェクト5 「人と自然の豊かなふれあい」指標からみた進捗状況]

県民一人当たり公園面積、遊歩道の延長という自然とのふれあいの場の確保の ために必要な基盤整備は着実に進んでいる。





※県民一人当たり公園面積・・都市公園、県立公園 市町村立公園、自然公園利用施设、農村公園 等の面積

※遊歩道の延長 自然歩道、生活環境保全林遊歩道など県事業で施行する遊歩道の総延長

我々の豊かな消費生活は、化石燃料等の貴重な資源を大量に消費することによって成り立っており、県民、事業者、行政のそれぞれが、環境に関して担うべき役割と環境保全に関わる行動の意義を十分に理解するとともに、これぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で活動を展開することが必要である。このため、環境に与える負荷、環境から得る恵みなどについて、経済社会システムの分野ごとにそれぞれの役割を明確化し、環境教育・学習を通して重要性を理解し 各主体が相互に協力 連携した積極的行動を促す。

第1節 自主的な活動の推進

1 各主体の協力連携体制の整備

ボランティア等社会参加活動推進事業

インターネットホームページの充実、ボランティア団体名簿の作成、啓発チ ラシの作成を行った。

コーディネイター、アドバイザー等養成講座を開催した。

ボランティア団体及び市町村等との連携強化、ボランティア団体の実態 意 識調査を実施した。

平成10年11月に「いきいきボランティアフェスティバル i n とっとり」を開催した。

環境情報の収集、提供

環境情報の収集に努めるとともに、環境白書を作成 配布した

- 2 県民・事業者・行政の自主的取組の推進
- (1)環境に配慮したライフスタイルの確立

省資源・省エネルギー運動推進事業

消費者団体、事業者及び行政等で構成する「省資源国民運動鳥取県推進会議」を開催した。

「省資源・省エネルギー活動リーダー研修会」を県内3箇所で開催、延べ150名が参加した。

とっとりアジェンダ21普及啓発事業

環境にやさしいくらし講座を県内5会場で開催し、延べ280名が参加した。 県内の自治会、事業所で二酸化炭素の排出量を削減するモデル事業を実施し た 平成10年度事業実施箇所 10自治会、399世帯計1,481名 10事業所、 従業員計1,065名

地球環境フェスティバルinとっとり開催事業

地球環境問題に関する講演、環境ミュージカル 各種展示等を行った

生活排水対策推進事業(再掲)

(2) 企業の環境配慮の推進

国際環境規格認証取得モデル企業育成支援事業(再掲)

(3) 行政の率先行動の推進

環境にやさしい県庁率先行動事業

県内における大規模な事業所・消費者の立場から、県の各機関が省資源・省エネルギー、ごみの減量化など、環境に配慮した事務を率先して実践する行動計画として、平成10年7月に「当面の率先行動計画」を、平成11年3月に「環境にやさしい県庁率先行動計画」を策定し、実践するとともに 担当職員研修等を通して市町村における取組の促進を図った

3 普及啓発・広報

環境美化対策推進事業

9月及び10月を環境美化促進月間として 普及啓発用ポスター ステッカー の作成配布を行った。

全県公園化構想普及啓発事業

全県公園化写真コンクールを実施し 500点 (163人) の応募があり 入賞作品 を県内3箇所で展示した。

とっとりアジェンダ21普及啓発事業(再掲)

第2節 環境教育、環境学習の推進

- 1 環境教育・学習体制の整備
- (1)環境教育・学習リーダーの養成

自然観察指導員設置事業

自然体験教室等で自然体験プログラムを企画、実施する指導者を養成するため 自然体験リーダー養成・実践講座を実施し 延べ46人が参加した

環境教育推進事業

身近な環境問題を研究する環境パトロールの研究発表会を開催するとともに 環境アドバイザーを延べ8回派遣した。

(2)環境教育・学習推進ネットワークの整備

氷ノ山自然ふれあいの里整備事業(再掲)

青少年創造文化拠点整備事業

県教育委員会内部の関係者で構成する青少年創造文化拠点基本構想策定会議を 設置し、施設整備のあり方、施設の基本的性格、機能等を検討した

自然科学館管理運営事業

大山自然科学館及び山陰海岸自然科学館を管理運営した (それぞれ (財) 自然公園美化管理財団及び岩美町に委託)

(3)環境教育・学習関連の情報システム 教材の整備

総合環境学習ゾーン・モデル事業

環境庁実施の総合環境学習ゾーン・モデル事業によって 日本 地域と科学の 出合い館(智頭町)に環境学習器材が整備された。

- 2 環境教育・学習活動の推進
- (1)環境教育・学習の推進、環境保全活動の支援

環境教育指導資料の作成

環境教育を学校の教育活動の中に位置づけ、推進体制整備に努めた また 小 学校低学年向けの環境教育指導資料を作成した

環境教育推進事業

小学生を対象に、自分たちの身近なごみの問題や、川の汚れ等について観察、 研究することにより、環境問題への認識を高める環境パトロールを開催した。

実施時期 平成10年7月~9月

参加者 9 グループ、98名

発表会 平成10年10月に開催

また、こどもエコクラブへの参加の呼びかけを行った

エコクラブ参加者数:17グループ、281名

児童生徒による「ふるさとクリーン・クリーン活動」事業

すべての公立学校の児童生徒が全県公園化週間の期間中、学校が所在する市町 村の海岸、河川 公園 道路などの公共的場所の清掃活動を行った

[重点プロジェクト6 「環境に配慮したライフスタイル」指標からみた進捗状況]

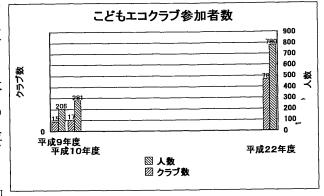
こどもエコクラブについては 平成11年6月に環境庁と共催で開催した「サポーター研修会」 夏に募集した「環境パトロール」 10月開催の「環境フェスタ」 ほか各種媒体における広報等の効果で 平成11年10月末現在49クラブにまで増加している。

こどもの頃からの意識啓発のみならず 県民一人ひとりが環境への理解を深め

環境への負荷の少ないライフスタイル に転換していくために、環境教育の重 要性はますます高まっている。

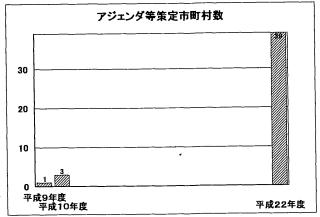
そのためにも、指導者の育成、団体間のネットワークづくり及び資機材の整備などの活動支援を図っていく必要がある。

※こどもエコクラブ…環境庁主催の環境活動 に取り組む小中学生のクラブ



市町村の動きについては、いち早く鳥取市がアジェンダ及び率先行動計画を策定し、平成10年6月には境港市が環境基本条例を制定した。

県では、これら市町村の動向を助長するため、平成10年度から担当者研修会を開催し、情報提供や意見交換を行っており、平成11年度には米子市がアジェンダを策定、西伯町においては、平成11年3月に率先行動計画を策定したほか、100名の町民からなる住民ワーキンググループ「クリーンライフ西

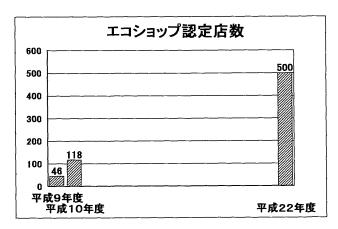


伯」が討議の上、町の環境行政のあり方に対して提言を行うなどの広がりを見せ つつある。

※アジェンダ…一般的に持続可能な社会構築ための具体的行動指針のことをいう

※アジェンダ等策定市町村数・ローカルアジェンダ 率先行動計画等の策定を行っている市町村数とした。

エコショップ認定店数については 平成11年12月末の認定件数で133件となっ



ている。平成10年5月に設置した「エコショップ協議会」の活動等をとおして、さらに浸透を図っていく必要がある。

※エコショップ…ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む小売り店を認定し 県民と事業者の協力によるごみの減量化 リサイクルの推進を目指した制度

第5章 地球環境保全に向けた活動の推進と国際交流

地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など地球環境が危機にさらされており、地球環境の保全は人類共通の課題である。本県は日本海に面し、環日本海諸国の陸域、河川や船舶からの負荷を受けやすい位置にあるため、県内の対策のみならず、国際的な共同取組を積極的に行う必要がある。このため、地球環境問題に関する県土への影響について研究を推進するとともに 経験と技術を活用しつつ、国や他の地方公共団体、大学等との連携のもと 持続的発展を目指して地球環境問題に取り組む。

- 1 地球温暖化防止対策の推進
- (1) エネルギーの節約、効率的な利用の推進

鳥取県地球温暖化防止推進計画策定事業

「鳥取県地球温暖化防止推進計画」を平成11年3月に策定した

省資源・省エネルギー運動推進費(再掲)

環境共生住宅推進事業

環境共生住宅(地球環境を保全するため、省エネルギー 省資源・廃棄物処理 のことなどを考えた自然環境と調和した住宅及び周辺環境)をテーマに住宅計画 の提案を募集し、公開ヒアリング 公開審査で優秀作品等を選考して 広く県民と一緒に考える機会を提供した。

建設リサイクル推進事業(再掲)

木のまち とつとり"推進事業

間伐材等の安定供給体制を確立するとともに 木の良さを県民 業界等に広く 普及し、県産材の需要拡大を促進した

低コスト住宅資材普及啓発事業

素材生産から木材加工、流通及び大工、工務店に至る連携連結のもと、一貫した体制のもとで低コストかつ良質な住宅資材を供給するとともに 消費者への普及活動を行った

(2) 新エネルギー、未利用エネルギーの利用の推進

県内研究機関連携推進事業

地域風力エネルギー利用システムに関する研究を鳥取大学に委託した

(3) 車利用の見直しと低公害車の導入

公共交通機関利用の促進

第1, 第3水曜日をノーマイカーデーとして 県職員を中心に取り組んだ

低公害車の導入促進

環境政策課にハイブリッドカーを導入し 展示や利用を通じて普及を図った

環境にやさしい県庁率先行動事業(再掲)

とっとりアジェンダ21普及啓発事業(再掲)

(4) 地域緑化の推進

間伐材等流通戦略モデル事業

間伐材を森林保有者自ら集材、製材して付加価値を高めるとともに 消費地で 直売する施设を整備し、消費者との交流と県産材のPRを推進した

間伐材等原木安定供給事業

集団的、計画的な伐採を促進し、原木の安定供給確保を促進するとともに 森 林整備に対する森林所有者の取り組み意欲を喚起した

造林事業 (再掲)

緑化奨励事業(再掲)

2 オゾン層保護対策の推進

フロン回収対策促進事業

フロン回収協力店による回収ルートを整備・確保し、カーエアコン 業務用大型空調機器、冷蔵庫、ルームエアコンのフロン回収を開始した また 消費者に対して、回収とその費用負担の必要性を普及啓発した。

紫外線調査

県衛生研究所において地上での紫外線量の調査を開始した (平成10年度~14年度)

3 酸性雨防止対策の推進

地球環境汚染物質等調査(酸性雨調査)

県下4地点で降水の酸性度と成分の凋査を実施した

酸性雨等森林衰退対策事業

調査地点を1か所(米子)設定して森林や樹木の衰退状況の把握を引き続き実施した。

また、酸性雨が森林の衰退に及ぼす影響をシミュレートする健全化試験林の調査を行い 樹種、林況、立地環境に応じた具体的対策の解明に努めた

4 環日本海諸国との連携強化と協力

環日本海圈地方政府環境共同取組事業

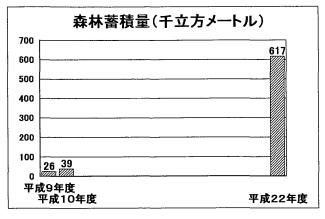
平成9年8月の4地方政府の合意に基づき、韓国江原道との環境・保健研究者の相互派遣、中国吉林省環境分野研究者の研修受入、吉林省で開催された環日本海圏地方政府経済協議会予備会議への行政代表者の派遣、水環境情報の交換及びホームページの作成、鳥取大学への水生植物を利用した水質浄化の委託研究、共同取組の報告書作成を行った。

[重点プロジェクト7 「地球環境保全対策の推進」指標からみた進捗状況]

温室効果ガス総排出量については、平成7年度で平成2年度比約13%増加しているが、平成22年度までに平成2年度レベルまで削減することとしている。

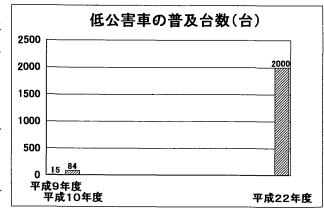
県としては、地球温暖化防止推進事業の実施による県民、事業者の自主的な排出削減の促進のほか、県庁率先行動計画の推進及び市町村等の温室効果がス削減 実行計画策定 推進の指導等を通じて、目標達成のために努力する必要がある

森林蓄積については、吸収源として今後も着実に増加させていく必要がある



※森林蓄積量…平成2年度以降に植栽された立木の材積

低公害車の普及台数については、平成11年4月より低公害車の取得に対する税制上の優遇措置が拡大されたことや、各種補助制度等により伸びている。今後も、各社の参入による価格の低下に加えて、税制優遇措置の充実などもあり、一段と普及が進むものと思われる。



※低公害車…従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が 大幅に少ない 電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタノール車等